二　一般旅客定期航路事業許可申請者が法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表
（法第五条第三号イからハまでの国土交通省令で定める者）
第二条の二　法第五条第三号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
二　当該許可を受けようとする者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者
三　当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
2　法第五条第三号ロの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
二　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
三　事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
3　法第五条第三号ハの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有している株式会社
二　当該許可を受けようとする者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
三　事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

二　申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書
三　申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表
（新設）

（聴聞決定予定日の通知）
第二条の三　法第五条第五号の規定による通知をするときは、法第二十五条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。
（譲渡譲受の認可申請）
第十六条　法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受（以下この条において「譲渡譲受」という。）の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
2　前項の一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
三　譲受人が法人である場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
四　譲受人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
五　当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書
（合併等の認可申請）
第十七条　（略）
2　前項の合併（分割）認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
三　合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

（新設）

（譲渡譲受の認可申請）
第十六条　法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
三　譲受人が法人の場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
四　譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書
五　当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書
（合併等の認可申請）
第十七条　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
三　合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を経営していない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表